

令和 7 年度

三木市教育委員会奨学生募集要領

令和 7 年度の三木市教育委員会奨学生を次の要領により募集します。
 申込みに当たっては、この募集要領をよく読んで申請してください。
 提出書類のうち、奨学生推薦書は、在籍学校において記載・証明する
ものです。期間に余裕をもって在籍学校に相談・依頼してください。

募集期間	令和 7 年 5 月 1 9 日(月)から 6 月 23 日(月)まで(必着)
提出先	高校生 在籍する学校 大学生、専修学校生等 ... 教育総務課(市役所 5 階) ※大学生、専修学校生等で、郵送で提出を希望される場合は、 日数がかかりますので余裕をもって投函してください。また、 書類に不備や添付漏れがある場合、<u>期限までに対応して</u> <u>いただけないときは不受理とします</u>のでご注意ください。
問合せ先	三木市教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課 政策係 住 所：〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号 電 話：0794-82-2000 (内線 3507、3508) MAIL：kyoikusomu@city.miki.lg.jp  ←市ホームページ 提出書類ダウンロード よくある質問はこちら

1 目的

経済的な事情により、高等学校（特別支援学校高等部・高等専門学校を含む。）、大学（短期大学を含み、大学院を除く。）又は三木市教育委員会が特に認める専修学校、各種学校若しくは大学校（以下「専修学校等」という。）の学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒、学生に対し、その学資の一部を援助し、教育の振興を図ることを目的としています。

2 奨学生要件

奨学金を受けることができるかた（以下「申請者」という。）は、次の要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 令和7年4月1日以前から申請者又は申請者の生計を主として維持するかたが三木市に住民登録をしていること。
- (2) 学校教育法に定める高等学校、大学又は専修学校等に在学中であること。
- (3) 経済的に困窮状況にあると認められる家庭等で、令和6年中の同一世帯の総所得の合計が下表の基準所得以下であること。

世帯人数	3人以下	4人	5人	6人	7人以上は1人増加ごとに加算
基準所得	235万円	293万円	352万円	407万円	1人につき加算額 53万円

※基準所得は、生活保護基準を根拠とし、毎年度見直しています。

【総所得とは】

○ 給与所得のかた ⇒ 給与所得金額（源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」）

○ それ以外のかた ⇒ 収入金額－必要経費

※税制改正に伴い、令和7年度についても、給与所得又は年金所得のあるかたは、それぞれの所得から10万円を控除した額により判定します（これら以外の所得（営業所得等）については、10万円の控除は行いません。）。

（例）給与所得者1人（給与所得250万円）、年金所得者1人（雑所得30万円）、高校生2人（無収入）の4人世帯の場合
 $(250\text{万円} - 10\text{万円}) + (30\text{万円} - 10\text{万円}) = 260\text{万円}$ が判定の基準となる所得です。

- (4) 素行が良好であること。
- (5) 向学心に富み、高校、大学、専修学校等の必要な課程を継続して修める見込みがあること。
- (6) 在学期間（休学期間を除く。）が各学校の正規の修業年限を超えていないこと。
- (7) 同区分の学校を卒業又は修了したことがないこと。

3 募集人数 230人程度（各区分の申請者数により変動）

4 奨学金の金額 奨学金の給付金額は下記のとおりです。

区 分		給付月額（1人当たり）
高等学校	国公立	6,000円
	私立	12,000円
大学・専修学校等		9,000円

5 提出書類等

- (1) 令和7年度三木市教育委員会奨学生チェックリスト
・ 提出される前に書類漏れ等がないかご確認ください。
- (2) 奨学生願書
・ 申請者1人に対し、1通必要です。
- (3) 奨学生推薦書
・ 在籍学校において記載・証明（代表者が署名又は記名押印されたもの）が必要です。
学校により発行するまでの期間が異なりますので、期間に余裕をもって在籍学校に相

奨 学 生 願 書

三木市教育委員会 様

申請者(本人) 住 所（住民票の住所） 〒

フリガナ

氏 名 ⑤
自署 又は 記名・押印

申請者保護者
(連帯保証人) 住 所（住民票の住所） 〒

氏 名 ⑤
自署 又は 記名・押印

令和7年度三木市教育委員会奨学金の給付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

なお、奨学金受給資格審査に必要があるときは、貴職において私及び私の世帯員の住所、資産及び収入の状況、学校在籍状況等について、関係機関に調査を嘱託し、又は地区の民生委員その他の関係者に報告を求めることに同意します。

		申請日 令和7年 月 日	
申請者氏名	生年月日	S H	年 齢 R7.4.1現在
学 校 名	第 学年	学 部	
世帯構成 (本人を除く。)	氏 名	続柄	生年月日
			年 齢 R7.4.1現在
			勤務先名 又は 在学校名・学年
			住民票の住所
			生 計
1 住所欄は、住民登録をしている住所を記載してください。			
2 世帯構成欄には、令和7年4月1日現在で同居の家族全員及び別居で生計を一にする家族全員を記載してください。			
3 所得証明書は、世帯構成の中で平成18年4月1日以前生まれ（19歳以上）のかた（申請者及び無収入のかたを含む。）及び19歳未満の就業（アルバイト等）をしているかた全員分が必要です。			
申 請 理 由			
連絡先	第1順位	Tel	- - ()
	第2順位	Tel	- - ()
	第3順位	Tel	- - ()
		生活保護法による扶助の有無	
		有 ・ 無	
教育委員会 記 入 欄		世帯人数	基準額
		世帯所得	
		受付	No.
		決定	No.
		新規・継続	
		不採用	

奨学生願書

記載例

三木市教育委員会 様

申請者(本人)	住所(住民票の住所) 〒 653-0492 三木市上の丸町10番30号 三木市 上の丸町 10番30号
氏名 教育 さつき	自署 又は 記名・押印
申請者保護者 (連帯保証人)	住所(住民票の住所) 〒 653-0492 三木市上の丸町10番30号 三木市 上の丸町 10番30号
氏名 教育 松	自署 又は 記名・押印

令和7年度三木市教育委員会奨学金の給付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。
なお、奨学金受給資格審査に必要があるときは、貴職において私及び私の世帯員の住所、資産及び収入の状況、学校在籍状況等について、関係機関に調査を嘱託し、又は地区の民生委員その他の関係者に報告を求めることに同意します。

申請日 令和7年 5月30日							
申請者氏名	教育 さつき	生年月日	S 18・4・2	年齢	18		
学校名	〇〇教育大学		第1学年	学部	教育学部保育学科		
① 世帯構成 (本人を除く。)	氏名	続柄	生年月日	年齢	勤務先名 又は 在学校名・学年	住民票 の住所	生計
	教育 松	父	S.54・1・1	46	△△株式会社	(同・別)	(同・別)
	教育 すみれ	母	S.54・5・1	45	主婦	(同・別)	(同・別)
	教育 さくら	姉	H.16・9・30	20	〇〇大学 3年	(同・別)	(同・別)
	三木 竹子	祖母	S.23・8・10	76	無職	(同・別)	(同・別)
1 住所欄は、住民登録をしている住所を記載してください。							
2 世帯構成欄には、令和7年4月1日現在で同居の家族全員及び別居で生計を一にする家族全員を記載してください。							
3 所得証明書は、世帯構成の中で平成18年4月1日以前生まれ(19歳以上)のかた(申請者及び無収入のかたを含む。)及び19歳未満の就業(アルバイト等)をしているかた全員分が必要です。							
③ 申請理由	私は子どもが好きで、小さい頃から夢だった保育教諭になるため、保育学科に入学しました。しかし、姉も大学生で下宿しており、家計に余裕がありません。勉強に集中したいため、奨学金の給付を申請します。						
④ 連絡先	第1順位	TEL 080-012-3456 (母携帯)	生活保護法による扶助の有無		受付印		
	第2順位	TEL 090-012-3456 (本人携帯)	有 (無)				
	第3順位	TEL 0794-82-2000 (父勤務先)					

【留意事項】

- 「住民票の住所」欄は、住民票の住所が同じ場合は「同」、異なる場合は「別」を、「生計」欄は、同じ場合は「同」、異なる場合は「別」に○をしてください。なお、生計の考え方については、②又は募集要領をご確認ください。
- 生計を一にしているとは、扶養の有無を問わず、同じ家計で生活をしていることです。
(生計を一にしているかたの例)
・同居のかた(生計を一にしていないかたの例にある場合を除く。)
・別居しているが、定期的に生活費、学資金、療養費等の送金があるかた
・別居しているが、単身赴任生活や学生生活等の余暇に、定期的に起居を共にしているかた
(生計を一にしていないかたの例)
・同居しているが、完全分離型二世帯住宅であって、光熱水費のメーターを分けるほか、食費等生活にかかるお金全てを別々に管理しているかた
・兄弟姉妹などの親族で、自立して異なる住所で生活しているかた
- この奨学金は、向学心のあるかたを対象としています。学校に通う目的や意気込みなど、なぜ奨学金を申請するのかを記載してください。
- 申請時や奨学金承認後の手続きなどで連絡を取る場合があります。お昼間に連絡がつきやすく、この奨学金の内容をわかっているかたの番号とどのような番号なのかを第3順位まで記入してください。

在籍学校で記入

奨学生推薦書

学校名			学部		
学 年	学年	修業年限	年		
		編入学から	年		
学校種別	☐ 国公立 ☐ 私立	☐ 高等学校 ☐ 高等専門学校 ☐ 特別支援学校高等部	☐ 大学 ☐ 専修学校 ☐ 大学校	☐ 各種学校	
生徒氏名					
生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成	年	月	日生	
学習態度					
出席状況					
他の奨学金の 状 況	日本学生支援機構による給付型奨学金 ※大学、専修学校等、高等専門学校(4・5 学年及び専攻科)のみ。授業料減免の額は除いてください。				
	☐ 有(含予定) ☐ 無	区 分	第 区分	☐ 自宅通学 ☐ 自宅外通学 月 額 円	
	上記以外の給付型奨学金(貸与型奨学金は記載不要です。)				
奨 学 生 推 薦 理 由	☐ 有(含予定) ☐ 無	名 称	円		
		年 額	円		

上記の者は、奨学生として適当であると認めますので推薦します。

令和7年 月 日

三木市教育委員会 様

学校名

学校長

職印

自署 又は 記名・押印

口座振込依頼書

三木市教育委員会 様

私が受け取る三木市教育委員会奨学金については、下記のとおり口座振込をしていただきますよう申し出ます。

令和7年 月 日

〒 住 所

申請者氏名 ⑩
自署 又は 記名・押印

保護者氏名 ⑩
自署 又は 記名・押印

電話番号 (申請者・保護者)

学 校 名

口座名義人		フリガナ									
		氏 名									
振込金融機関	下記以外の金融機関	銀行番号				銀 行 信用組合 信用金庫 農業協同組合					
		支店番号				支 店					
		口 座 番 号 (右詰で記入)						預 金 種 目			
		1. 普通 2. 当座									
	ゆうちょ銀行	店 番		口 座 番 号 (右詰で記入)							

委任状

三木市教育委員会 様

私は、三木市教育委員会からの奨学金の受領について、下記の者に委任します。

令和7年 月 日

委 任 者 住所
(申 請 者) 氏名 ⑩ 自署 又は 記名・押印

受 任 者 住所
(口座名義人) 氏名 ⑩ 自署 又は 記名・押印

- (注) 1 ゆうちょ銀行の口座は、他金融機関からの振込を受ける口座を記入してください。
2 口座名義人が、申請者と異なるときは、「委任状」も記入してください。
3 預金種目欄は該当するものを○で囲んでください。

令和7年度三木市教育委員会奨学生チェックリスト

申請者氏名		学校名	
-------	--	-----	--

以下の項目について確認を行い、確認事項及び提出するものについてチェックしてください。

提出書類は下記1～5の順番で整え、このチェックリストと一緒に提出してください。

	書類名	確認事項	チェック欄	備考
1	チェックリスト (この用紙)			
2	奨学生願書	申請者、保護者欄は本人が自署しましたか？ していない場合は印鑑を押していますか？ 奨学生願書裏面の「記載例」を熟読し、記入しましたか？	☐ 本人自署 ☐ 記名押印 ☐ 熟読した	
3	奨学生推薦書	在籍学校において記入されましたか？ 学校の代表者が署名又は記名押印していますか？	☐ 在籍学校が記入済 ☐ 代表者自署 ☐ 記名押印	
4	口座振込依頼書	申請者、保護者欄は本人が自署しましたか？ していない場合は印鑑を押していますか？ 口座名義人は申請者ですか？ (口座名義人が申請者以外の場合)委任状も記入しましたか？	☐ 本人自署 ☐ 記名押印 ☐ 申請者 ☐ 申請者以外 ☐ 記入した	
5-1	所得証明書 ※5-2 とどちらかを提出	令和7年度(令和6年中の所得)の証明書ですか？ 令和7年4月1日時点で19歳以上の生計を一にしているかた全員(申請者及び無収入のかたを含む。)の所得証明がありますか？ ※「生計を一にしている」については、募集要領又は記載例を確認してください。 令和7年4月1日時点で19歳未満のかたで就業(アルバイト等)している人はいますか？ (いる場合)そのかたの名前を記入してください。 (いる場合)そのかたの所得証明はありますか？	☐ 確認した ☐ 全員分有 ☐ いる ☐ いない 氏 名 ☐ ある	
5-2	生活保護の要保護者である旨を証明する書面(以下「要保護者の証明書」と記載)	生計を一にしているかた全員の記載がありますか？ ※「生計を一にしている」については、募集要領又は記載例を確認してください。 (ない場合)そのかたの要保護者の証明書又は所得証明書がありますか？	☐ ある ☐ ない ☐ ある	
5-1 5-2 共通	所得証明書、要保護者の証明書	所得証明書又は要保護者の証明書は原本を付けていますか？ ※他にこの奨学金を申請するかたがいる場合は、一番年上のかたのみ原本、弟妹はコピー可 (コピーの場合)原本を付けているかたの氏名、学校名を記入してください。	☐ 原本 ☐ コピー 氏 名 学校名	
	その他	募集要領を熟読し、うそ偽りのない内容を記入しましたか？	☐ 記入した	

令和10年度から

三木市教育委員会奨学金制度が生まれ変わります

現在の三木市教育委員会奨学金制度は、平成18年度に国や県の奨学金制度に先駆けて「返済不要の『給付型』奨学金」として運用を開始し、延べ5,500人を超える学生を支援してきました。

一方で、国などにおいては、平成22年度に高校生の授業料無償化の制度を創設して以降、高校生等への奨学給付金、大学生等への授業料等の減免や給付型奨学金の創設など、制度が急速に充実しています。

そこで、国などの奨学金制度を参考に、今後も夢に向かって勉学に励む学生を支援し続けられるよう、制度の見直しを行います。



見直しの3つのポイント

①学校区分や金額を見直します

現在の三木市教育委員会の奨学金制度は、国などの制度と学校区分や金額が違います。

今回、②のとおり対象者を見直すことから、国などの奨学金等と学校区分を合わせるとともに、金額を調整して設定します。

②対象者を見直します

国などの奨学金等の制度や三木市教育委員会の奨学金制度は、どちらも経済的な理由により学資の支払いが困難な人が支援対象です。

このため、公的支援の公平性や公費の重複支出の観点から、国などの奨学金等を利用できる人はそちらを利用していただきます。

【高等学校等】

区分	国公立高校・高専(改正後は1~3学年)		私立高校・高専(改正後は1~3学年)	
	全日制・定時制	通信制	全日制・定時制	通信制
現行	6,000円/月		12,000円/月	
改正後	10,000円/月	4,000円/月	11,000円/月	4,000円/月
(参考)県奨学給付金	10,175円/月	4,208円/月	11,883円/月	4,342円/月

※県奨学給付金の金額は第1子のも

【大学等】※改正後は国などから一定の要件を満たすことの確認を受けた学校(確認大学等)のみ

区分	国公立大学等		私立大学等	
	昼間・夜間学部	通信学部	昼間・夜間学部	通信学部
現行	9,000円/月		9,000円/月	
改正後	9,000円/月	1,000円/月	12,000円/月	1,000円/月
(参考)機構奨学金	9,800円/月	1,416円/月	12,800円/月	1,416円/月

※機構奨学金の金額は、第3区分(自宅)のもの

③国などの奨学金等を受給できなかった人は、募集期間が過ぎても申請を受け付けます

国などの奨学金等の募集時期は、三木市教育委員会の奨学金制度よりも遅い場合があります。そこで、国などの奨学金等の申込みをしたものの、不承認となった人については、三木市教育委員会の奨学金の募集期間が過ぎても申請を受け付け、承認した場合はその年度の4月分から給付します。

問合せ先：三木市教育委員会事務局 教育総務課(0794-82-2000 内線3508)

よくある質問はこちら→



談・依頼してください。

(4) 口座振込依頼書

- 申請者以外の名義の口座に振込を希望される場合は、用紙下の「委任状」も記入してください。

(5) 所得証明書 又は生活保護の要保護者である旨を証明する書面

- 所得証明書は、令和7年度（令和6年中の所得）のものがが必要です。年度間違いにご注意ください。

- 所得証明書は、令和7年1月1日に住民登録のある役所で発行します。

※例えば、令和7年1月2日以降にA市から三木市に転入した場合、所得証明書はA市に請求してください。なお、三木市の所得証明書の発行時期(予定)は、下表をご確認ください。

- 平成18年4月1日以前に生まれたかた（令和7年4月1日時点で19歳以上）で同居、別居を問わず生計を一にしているかた※は全員（申請者及び無収入のかたを含む。）について証明が必要です。なお、19歳未満でも、就業（アルバイトを含む。）しているかたについては証明が必要です。

※生計を一にしているとは、扶養の有無を問わず、同じ家計で生活をしていることです。

（生計を一にしているかたの例）

①同居のかた(生計を一にしていなにかたの例にある場合を除く。)

②別居しているが、定期的に生活費、学資金、療養費等の送金があるかた又は単身赴任生活や学生生活等の余暇に、定期的に起居を共にしているかた

（生計を一にしていなにかたの例）

①同居しているが、完全分離型二世帯住宅であって、光熱水費のメーターを分けるほか、食費等の生活にかかるお金全てを別々に管理しているかた

②兄弟姉妹などの親族で、自立して異なる住所で生活しているかた

- 所得証明書は、原本を添付してください。ただし、令和7年度に兄弟姉妹のうち複数人がこの奨学金を申請する場合、一番上の年齢のかたに原本を添付し、他の弟妹はコピーを付けていただいてもかまいません。

- 所得証明書の発行時期（予定）については、次のとおりです。

発行場所	市県民税の支払方法	発行予定日（予定）
三木市役所税務課 吉川支所市民生活課	給与からの天引きのみのかた	5月12日以降※
	それ以外のかた	6月11日以降※
コンビニ交付	給与からの天引きのみのかた	6月11日以降※
	それ以外のかた	6月11日以降※

※正式な発行日については、上記発行予定日の一週間程前に市ホームページでご確認ください。

税務課管理係

所在：市役所3階

電話：0794-82-2000(代表)



発行日(窓口)



発行日(コンビニ交付)

6 審査及び給付の方法

提出された書類に基づき、継続希望者も含め、教育委員会の審査を経て、7月中旬に採否を通知する予定です。

奨学生として決定したときには、奨学金を分割して教育委員会の通知する時期に口座振込により給付します。例年は、4回に分割して期の末に給付していましたが、昨年度に引き続き、3回に分割して期の前に給付します。

前倒しの給付となるため、奨学生の資格要件に該当しなくなった場合は、奨学金を返還していただきますのでご了承ください。

【給付時期】

I期(4～9月分)	II期(10～12月分)	III期(1～3月分)
7月末頃	9月末頃	12月末頃

令和7年度三木市教育委員会奨学生 よくある質問

項目	質問と答え
住民登録	Q1 子どもは他県の学校に通っています。奨学金の対象となりますか。
	A1 親など、生計を主として維持するかたが三木市に住民登録されていれば、対象となります。
	Q2 三木市に住んでいますが、住民票は他市にあります。奨学金の対象となりますか。
	A2 申請者（学校に通っているかた）、その生計を主として維持するかたのいずれも三木市に住民登録されていない場合は、対象となりません。
学 校	Q3 通信制の学校に通っています。奨学金の対象となりますか。
	A3 通われている学校が学校教育法に定める高等学校、大学又は専修学校等であれば、対象となります。
	Q4 大学院に通っています。奨学金の対象となりますか。
	A4 大学院は対象となりません。
所得判定	Q5 祖母が同居していますが、住民票上の世帯は別です。祖母は、生計は別になりますか。
	A5 原則として、同居のかたは生計を一にするかたに含みます。ただし、完全分離型二世帯住宅であって、光熱水費のメーターを分けているほか、食費等の生活にかかるお金の全てを別々に管理されている場合は、生計を一にするかたに含みません。
	Q6 兄(姉)が就職し、一人暮らしをしています。年に1～2回帰ってきますが、家賃、光熱水費、食費等の生活にかかるお金は全て本人が支払っています。住民票上の住所は同じですが、生計は別になりますか。
	A6 生計は別と考えていただいてもかまいません。
修業年限	Q7 正規の修業年限とは何ですか。
	A7 教育課程を卒業・修了するのに必要である標準的な年限のことです。例えば、高等学校では3年とされていることが多いです。
	Q8 修業年限が4年の大学に通っていますが、単位が足りず、留年しました。奨学金の対象となりますか。
	A8 入学から4年間は、学校からの奨学生推薦書があることを条件に、奨学金の対象となります。4年を超えた部分は対象となりません。
	Q9 修業年限が4年の大学に通っていますが、3～4年生の時は世帯の所得が基準所得を超えていたため、奨学金を受けていません。4年生で留年し、所得は基準所得未満ですが、奨学金の対象となりますか。
	A9 正規の修業年限の間が奨学金の対象となります。奨学金を給付していない期間があっても、4年を超えた部分は対象となりません（1年度間休学した場合を除く。）。

項目	質問と答え
修業年限	Q10 修業年限が4年の大学に通っていますが、事情があり、3年生の4月から1年間休学しました。復学後は奨学金の対象となりますか。 A10 休学の期間は正規の修業年限から除くため、復学後の3～4年生は対象となります。 なお、この奨学金の募集は5月19日から6月23日までとなります。この期間に休学等の事由により応募していない場合は、当年度にこの奨学金を受けることはできません。
学校区分	Q11 一度大学を卒業しましたが、違う学部で再度入学しました。奨学金の対象となりますか。 A11 同じ「大学」区分で再度入学する場合は、この奨学金の対象となりません。 Q12 高等学校を卒業後に就職しましたが、より有利な条件で勤務するため、大学に入学しました。奨学金の対象となりますか。 A12 対象となります。
奨学生の 期 間	Q13 1年生で奨学生の承認を受けました。卒業まで奨学金を受けられますか。 A13 奨学生の期間は1年間です。継続を希望される場合は、毎年度申請が必要です。
転 学	Q14 現在この奨学金を受けて学校に通っていますが、通信制の学校に転学する予定です。転学後も奨学金を受けられますか。 A14 転学先の学校が学校教育法に定める高等学校、大学又は専修学校等であれば、転学先の学校からの奨学生推薦書があることを条件に、引き続き対象となります。転学が決まりましたら、速やかに異動届を提出してください。
併用可否	Q15 他の奨学金や授業料減免を受ける予定です。この奨学金の対象となりますか。 A15 併用は可能です。ただし、他の奨学金等が併用不可の場合がありますので、御確認ください。

三木市教育委員会奨学金制度の見直し よくある質問

更新日：令和7年5月1日

項目	質問と答え
全 体	I-Q1 なぜ見直しを行うのですか。 I-A1 現在の三木市教育委員会の奨学金制度は、平成18年度に国や県の奨学金制度に先駆けて「返済不要の『給付型』奨学金」として運用を開始しました。 一方で、国などにおいては、平成22年度に高校生授業料無償化の制度を創設して以降、高校生等への奨学給付金、大学生等への授業料等の減免や給付型奨学金の創設など、制度が急速に充実しています。 そこで、国などの奨学金制度を参考に、今後も夢に向かって勉学に励む学生を支援し続けられるよう、制度の見直しを行うものです。
	I-Q2 どのような見直しを行うのですか。 I-A2 次の3点について、見直しを行います。 ①学校区分と給付金額 現在の三木市教育委員会の奨学金制度は、国などの制度と学校区分や金額が違います。 今回、②のとおり対象者を見直すことから、国などの奨学金等と学校区分を合わせるとともに、金額を調整して設定します。 ②対象者 国などの奨学金等の制度や三木市教育委員会の奨学金制度は、どちらも経済的な理由により学資の支払いが困難な人が支援対象です。 このため、公的支援の公平性や公費の重複支出を避ける観点から、国などの奨学金等を利用できる人はそちらを利用させていただきます。 ③国などの奨学金等を受給できなかった人への対応 国などの奨学金等の募集時期は、三木市教育委員会の奨学金よりも遅い場合があります。 そこで、国などの奨学金等の申込みをしたものの、不承認となった人については、三木市教育委員会の奨学金の募集期間が過ぎても申請を受け付け、承認した場合はその年度の4月分から給付します。
	I-Q3 「国などの奨学金制度等」とは何ですか。 I-A3 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」や「特別支援教育就学奨励費」、独立行政法人 日本学生支援機構が実施する「給付型奨学金」のことです。
	I-Q4 なぜ令和10年度に見直しを行うのですか。 I-A4 三木市教育委員会の奨学金制度は、毎年度申請を受け付け、受給資格の確認を行っています。 しかしながら、見直しについて対象者に理解していただくことが重

		要であるため、3年間（令和7年度～令和9年度）の周知期間を設けることとしました。
全 体	1-Q5	制度の見直しにより、入学時に申請すれば、卒業まで奨学金を受給できますか。
	1-A5	いいえ。これまでと同様、毎年度申請していただき、毎年度受給の可否を判定します。
	1-Q6	なぜ金額を見直すのですか。
	1-A6	現在の三木市教育委員会の奨学金制度は、国などの制度と学校区分や金額が違います。 今回、対象者を見直すことから、国などの制度と学校区分を合わせるとともに、金額を調整して設定するものです。
高等学校等	1-Q7	国公立高校や私立大学のように給付金額が増える区分と、私立高校や通信制のように給付金額が減る区分があるのはなぜですか。
	1-A7	高等学校等については「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」を、大学等については日本学生支援機構の給付型奨学金（第3区分・自宅通学）をそれぞれ参考とし、現行の三木市教育委員会の奨学金の給付額を調整して設定しました。
	2-Q1	高等学校等就学支援金（授業料の支援）を受けています。三木市教育委員会の奨学金の対象となりますか。
	2-A1	はい。「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」の受給資格を満たしておらず他の奨学生要件を満たしていれば、三木市教育委員会の奨学金の対象となります。 ただし、特別支援学校高等部は対象外です。 また、予算を超える申請があった場合は、不承認となる場合があります。
大学等	2-Q2	特別支援学校高等部は対象となりますか。
	2-A2	対象となりません。
	2-Q3	なぜ特別支援学校高等部は対象とならないのですか。
	2-A3	今回の見直しでは、国などの制度に学校区分を合わせています。特別支援学校高等部は、「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）」の対象外（特別支援教育就学奨励費を受給可能）であるためです。
大学等	3-Q1	（多子世帯）日本学生支援機構の授業料等減免のみ対象です。三木市教育委員会の奨学金の対象となりますか。
	3-A1	はい。日本学生支援機構の給付型奨学金を受給しておらず他の奨学生要件を満たしていれば、三木市教育委員会の奨学金の対象となります。 ただし、予算を超える申請があった場合は、不承認となる場合があります。
	3-Q2	三木市教育委員会の奨学生に決定しましたが、その後、日本学生支援機構の給付型奨学金を受給することとなりました。三木市教育委員会の奨学金は受給できなくなりますか。

大学等	3-A2	はい。日本学生支援機構の給付型奨学金の受給開始月から三木市教育委員会の奨学金の対象外となりますので、「異動届」を提出してください。 なお、対象外となった月の奨学金を給付済の場合は、返還していただくこととなります。
	3-Q3	企業等が募集する奨学金に応募し、採用されました。三木市教育委員会の奨学金の対象となりますか。
	3-A3	はい。日本学生支援機構の給付型奨学金を受給しておらず他の奨学生要件を満たしていれば、三木市教育委員会の奨学金の対象となります。 ただし、予算を超える申請があった場合は、不承認となる場合があります。
	3-Q4	なぜ通信学部は、改正後の金額が昼間・夜間学部と金額が異なるのですか。
大学等	3-A4	見直し金額については、日本学生支援機構の給付型奨学金の金額（第3区分・自宅通学）を参考としています。 通信学部については、同機構の金額が月当たり1,400円程度であるため、他の区分と同様に千円未満を切り捨てた金額としています。